

中世末期イングランド農民層 における土地市場の構造

— 14世紀末期・ノーフォク，フォーンセット・マナー —

赤 沢 計 真

I. 中世農民層における土地市場

中世封建社会の領主階層においては，既に中世初期以来，土地市場の活潑な展開がみとめられる。イングランド封建社会についても，アングロ・サクソン期以来，領主層内部の土地所有の移動は，封建法の形式の下で，流動性の高い動態を示していた。13世紀末期のマナ型構成所領の確立・成熟期においても，領主層の土地市場は成熟した構造を示し，著しい移動状況を示していた。

これに対して，農民階層における土地市場の形成と成熟は，一般に，領主層の土地市場の展開に比べて，著しい時期的落差を示すものとみられている。しかも，農民層の土地市場の実態は，13世紀末期の農村構造研究においても，未だほとんど明らかにされていない。最近，ヒヤムズ (Hyams, Paul R.)⁽¹⁾ は，短かい論稿ながら，13世紀の農民層の土地市場の分析のために，極めて示唆に富んだ問題提起をしている。他方，13世紀の農民的土地市場について，ポスタン⁽²⁾の研究を始め，実証的な研究素材の蓄積があるが，その素材状況は必ずしも，系統的に分析されているわけではない。

本稿は，ポスタンとヒヤムズの研究論文に多くの示唆を与えられて，13世紀末期農民層の土地市場の研究の重要性を認識することから出発している。本稿で直接取り扱う素材は，14世紀・70～80年代の封建的危機の段階における，農民層の土地市場であり，マナ会計記録の分析を素材としてい

る。しかし、本稿の基礎的な問題意識は、史料的に検出が困難である13世紀末期の農民的土地市場の動態の解明に在る。本稿は、この課題を満たすための準備作業の一つとして書かれている。本稿は、ノーフォク、フォーンセット・マナに関するディヴンポートの史料蒐集と整理に拠るところが大きく、1376～78年のフォーンセット・マナ記録が中心的な素材を構成している。

本稿で取り扱う主な論点は、農民土地保有の条件と、領主経営との相関関係であり、農民保有地における定期借地保有（リース・ホールド）の形成がどのような歴史的意味を持っているかを問題とする。領主経営の安定期における経営合理化構想によるところの「長期・零細型」保有が、封建的危機の段階においては姿を消して、「短期・分割型」保有が支配的な借地形式となる。この新たな定期借地保有は、「一括型」請負経営とどのような内的関連を持つのであろうか。「短期・分割型」保有が支配的な危機対応型保有形式として位置づけられるのは、どのような経済構造上の要因に基づくのであろうか。そして、このような「短期・零細型」保有が、保有条件の長期化傾向に裏づけられて、農民経営の均質化と標準化をもたらす方向に移行するのは何故か。これらの課題について考察することが本稿の具体的な研究対象を構成する。

II. フォーンセット・マナにおける定期借地保有 （リース・ホールド）の展開

（1）1370年代の定期借地保有

i) 直営地の、定期借地保有への転換

ディヴンポートの推定¹⁾によれば、ノーフォク州東部のフォーンセット・マナでは、1358～1373年の間に、始めて純粹な「定期借地保有」の形式による、直営地の貸付けが開始された。1373年、直営地の耕地部分、166½エーカーが二人の農奴身分農民（two bondmen）に貸付けられた。彼らは、この耕地を共同経営したように思われる。その場合、彼らは、領主から、

40個の秋季臨時賦役 (autumn diets) を買取っている。しかし、彼ら二人は、彼ら自身が生産者 (経営者) 的性格を多分に持ち、おそらくは多量の雇傭労働力の使用によって、賃借した耕地での必要な農業労働力の大部分を、自分で供給したと考えられる。同年、さらに30エーカーの牧草地 (meadow) と、この牧草地の管理に使用された、慣習農民労働すなわち賦役労働も、上記の二人の農奴に貸付けられた。すなわち、この二人が請負うことになった。この結果、領主の手もとに直接経営の対象として残されたのは、少数の建物、放牧地、荒蕪地等であった。従ってこの領主に属すべき賦役と生産物地代とは、以前よりも遙かに減少した。

ii) 回収された農民保有地についての定期借地保有

1376年までに農民保有地、約250エーカーの農民保有地が領主に還付されている。この回収された農民保有地については、1370年に数件の定期借地保有が承認されている。このタイプの純粋な「定期借地保有」の形式は、1370年より以前には確認すべき史料がない。その詳細は不明である。

農民保有地が回収されたのは、(a)農民が相続者なくして死亡した場合、(b)農民がマナの外部に逃亡した場合、これらの場合である。

14世紀の中葉までは、直営地生産物が領主の主要なる収入源であった。直営地労働力の大部分は、慣習保有農民 (customary tenant) の賦役として供給された。雇傭労働力は犁耕労働を供給しただけに止まっていた。しかし、1376年までに、上述の原因によって、多量の農民保有地が領主に回収された。このような事情により、保有農民の慣習賦役労働力は、直営地の維持のために十分ではなくなった。そして、もし仮に、このような賦役労働力供給が確保されたとしても、提供された賦役はきわめて非能率的なものであったと想像される。

領主が回収した約250エーカーの耕地の大部分は、以前には労働賦役を賦課されていたものであったが、今や、貨幣地代の給付を条件として「定期借地保有」の形式 (leasehold, ad firmam) に従って、保有農民に貸付け

られた。従って、従来要求され得た賦役量の約半分が、今や徴収不可能となり、この約250エーカーの耕地は、従来、農奴保有地 (bond land)、または慣習農民保有地 (customary holding) であったのであるが、1370年代には、定期借地 (lease hold) に転換された。この「定期借地」への転換は如何なる原因によって行われたか、という問題が生ずる。何故ならば、回収された農民保有地は、雇傭労働を導入して、領主が直接に経営することも、或いは可能であったからである。雇傭労働による直接経営の方式が採られなかった理由は、まさに領主が、賦役による直接経営を放棄したのと同じの原因に基づくものであった。すなわち、14世紀の初期以来、穀物価格に比較して、労働力の価格が著しく高騰してきた傾向を、直接経営放棄の一般的事情として挙げることができよう。そして、この傾向は、1470～80年代の時期を、その頂点として、いよいよ深刻化し、穀物価格は、相対的にも、絶対的な価格においても甚だしく低落し、労働力は、雇傭労働力の客観的素材における絶対量の欠乏とともに、その価格がますます高騰した。農業経営 (直営地生産経営) による収益は激減し、領主は生産者の性格を棄て去って、純粋な地代取得者の性格を濃くする途を選ばざるを得なかった。

この経済的変動が、14世紀後半に深刻な様相をかたちづくったところの、かの封建的危機の、まさに中核を形成したのである。領主の手もとに還付された農民保有地が、何時、定期借地保有に転換されたか、その正確な時点は明らかでない。ここで確実な事実は、この転換の時点が、1358～1373年の期間に属することである。

iii) 定期借地保有への転化の形式

次に、この回収農民保有地についての定期借地保有化が、如何なる形式で行なわれたのか、を問題としなければならない。この論点について、ディヴンポートは、「純粋定期借地保有」 (lease for terms of years) と「逐年更新借地保有」 (lease from year to year) との、この二形式で行なわれたと

している。⁽²⁾

ディヴンポートによる、この見解は、1376～78年の二ヶ年にわたるマナ会計記録に基づいている。しかし、ディヴンポートの、このような史料解釈には、いくつかの疑問を感じる。従ってまた、ディヴンポートの見解に依拠して構成された、その後の研究者の諸論稿、さらに R. H. Tawney⁽³⁾ や E. Lipson⁽⁴⁾ の、フーンセット・マナにおける定期借地保有 (lease hold) の展開に関する理解の仕方にも、再検討の余地が多く残されているように思われる。この点については、後述のIVで詳論する予定であるが、今ここで、その要点を附記すれば、以下の如くである。

〔1〕 1373年ころを境い目として、回収農民保有地の、定期借地保有化には、二つの形式が継起して現われ、この時点において前者から後者への変換が進んだ。前者は、回収された農民保有地を、かなりの長期間の条件で、おそらくは、終身契約借地保有、あるいは、複数世代にわたる借地保有として貸付けるものである。しかし、後者、すなわち、1370年代以降の定期借地保有は、「標準定期借地保有」(lease for terms of years)、および、「逐年更新借地保有」(lease from year to year) の保有形式に従うものとして現われて来た、と想定される。

〔2〕 1370年代以降の回収農民保有地の契約借地保有には、(a)領主が農民に貸付ける場合、(b)この時点以前に、長期間（おそらくは終身）の保有を認められていた保有形式の場合に、領主から定期借地保有していた保有農民が、その土地を、1370年代以降においては、他の農民に又貸しする場合。

大別して上記の二つの保有形式が現実には存在し、しかも後者の形式が件数においても譲渡面積においても、遙かに前者を凌いでいたのでであると推論される。この事実は、会計記録の「農民保有地貸付け」(firmæ terrarum) の項目を詳細に読めば、明瞭であると思われる。後者の場合も、保有地の譲渡が、マナ裁判所を媒介として行なわれ、それによって、現在

の直接経営者とマナ領主との間の関係が明らかに確定されるのである。

また、この事実によって、その一定の保有期間に関するかぎり、領主への借地地代の、現実の給付行為が、新たに譲渡されたものに課せられるという例すら認められる。

〔3〕 このように、定期借地保有の対象である耕地について、二重の借地関係が発生し、しかも、この重層的な「又貸し・又借り」の関係が、短期分割保有の形態をとり、零細な耕地移動がきわめて頻繁であったという現象を指摘できる。

この零細耕地流動の現象が、封建的危機の時期の、もっとも特徴的な歴史過程の一つを意味するものであった。14世紀後半期における、このような重層的な借地関係は、封建的土地所有の構造と、その変化の観点から意味づけられるべきである。

iv) 農民保有地における定期借地保有

この部分の土地の、定期借地保有化は、小作、或いは、又貸し又借り関係として進行する。この点の動態については、詳細な事実は必ずしも明らかでない。

このタイプの借地関係が発生するためには、農民保有地が比較的少数の富農の手に集積されていることを前提とする。農民保有地の集積は主として謄本保有地の集積という形で行なわれる。農民保有地における契約借地関係は、保有と経営の分離を意味する。このような関係が、量的にはどの程度存在していたかという点は、史料から確実に析出することが未だできない。

しかし、このような借地関係の広汎な存在を推定することはできる。14世紀後半から、15世紀末にかけての個人の保有者の土地集積量が、史料からディヴンポートの整理した表⁽⁵⁾に拠って知り得るので、その数量から間接的に推定できることが指摘される。当時、前述のiii) で述べたような、定期借地保有における重層的な借地関係が発生し、しかも、それが量的に

もきわめて著しい意味を荷っていることから推論するならば、農民保有地においてもこのような関係がきわめて広汎に展開されていたのではなかったか、と思われる。1400年のマナ裁判所記録⁽⁶⁾における、4件の譲渡が、いずれも農民保有地の又貸しとして現われていることから、このような現象の広い頻出を想定できるであろう。

(2) 1400年以降、16世紀中期に至る時期の、定期借地保有の動向

i) 直営地における定期借地保有

14世紀末における直営地の耕地部分の面積は、総計、約300エーカーで、そのうち180エーカーは、種々の大きさの分散地片に分かれてマナ内に散在し、120エーカーが、ウェストウッド・ライディング (Westwood Riding) とよばれる単一地域を形成していた。1373年には分散地片の大部分が総括されて貸付けられたが、その後、間もなく、一括方式は放棄されて、多数の保有農民に小規模ずつ分割方式で貸付けられた。分割方式の場合、ある部分は、標準定期借地 (lease for terms of years) として、また、ある部分は、逐年更新借地 (lease from year to year) として貸付けられている。

15世紀の経過にともなって、最初は、6年あるいは7年の借地保有期間が一般的であったが、次第に12年、20年、あるいは40年等の期間がより一般的に現われて来た。⁽⁷⁾ 15世紀の末に至ると、「標準定期借地」、「逐年更新借地」等の保有形式は、実際にはほとんど採用されなくなった。このようにして現われて来た新しい土地保有形式は、永代(世襲)保有で、貨幣地代の永続的給付を条件とする。ディヴンポートは、これをフィー・ファーム <fee farm>⁽⁸⁾ と名づけ、これが一般に、「世襲借地」と訳されているが、その歴史の実体に則して考えてみると、「世襲膳本保有」であったと想定される。ディヴンポートのいわゆるフィー・ファーム <fee farm>、すなわち、世襲膳本保有は、15世紀末から、16世紀初期において、支配的な土地保有形式となった。

分散耕地片群の、以上のような趨勢に対して、統合的区域であるウェス

トウッド・ライディング (Westwood Riding) は、13世紀においては耕地であった。14世紀後期と15世紀の初期においては、この地域は放牧地として使用された。1473年に、ウェストウッド・ライディングの放牧地用益権 (pasturage) は、7年の期間をもって貸付けられ、それ以後15世紀末に至るまで、様々な形式で貸付けられた。1431年には、この地域は二分して貸付けられ、一方は1467年にさらに二分されて、それぞれ異なる保有農民に世襲膳本保有地 (フィー・ファーム) として保有せしめられた。他の一方は、1474年に世襲膳本保有地 (フィー・ファーム) となった。

ii) 回収された農民保有地

直営地の定期借地保有化の場合と同じような傾向が、回収された農民保有地についてみとめられる。1376～78年までに回収された250エーカーの農民保有地は「標準定期借地」、および、「逐年更新借地」として貸付けられ、のちに次第にその借地期間が延長され、ついに15世紀末までに、多数の農民に対して世襲膳本保有地として、永代的貨幣地代給付を条件として (ディヴンポートのいわゆるフィー・ファーム地代 <fee farm rent>), 保有せしめられた。1500年までにほとんどすべての回収農民保有地が、世襲膳本保有地に転換された。16世紀において、領主が、「標準定期借地」あるいは、「世襲膳本保有地」の形式で土地を貸出す例は、ほとんど無くなっている。⁽⁹⁾

15世紀の初期において、賦役給付地は、次々に領主の手もとに回収され、貨幣地代給付を条件に、領主によって定期借地保有の対象とされた。1406年までに、かつて賦役を負担した土地のほとんど大部分が、定期借地保有に転換された。しかも、この定期借地保有はその保有期間が次第に長期化し、ついに世襲膳本保有 (フィー・ファーム) の形式が支配的となる。⁽¹⁰⁾

フォーンセット・マナにおいて、農奴制が完全に消滅したのは、1575年であった。しかし、15世紀の中期までに、実質的な農奴制は、ほぼ完全に解体してしまった。16世紀前期と17世紀初期のマナ財政の内容は、このよ

うな完全な変貌の後の状態を明らかに示している。

借地期間の安定性、つまり、その保有期間の長期化と、それが終極において、永続的な固定地代形態に移行したという事実は、どのような原因に基づくのであろうか。この点に関連して、ディヴンポートは次のように述べている。⁴⁴

「この変移は、おそらく14世紀後期の社会の不安定に続く、社会の比較的安定した状態と結びつけられる。動揺と混乱の時期、すなわち、定期借地保有形式による土地保有が、まだ新しい経験であった時期には、領主も農民も、彼ら自身を長い期間にわたる契約によって、拘束することを、当然ながら躊躇したことであろう。この変移のもう一つの理由は、15世紀の30年代において、以前のままだに課されていた地代を条件とした場合、保有農民を見出すことが困難であるという事情が明らかに感じられ始めたからである。長い借地期間は、低い地代負担とともに保有農民を誘引するのに有効であったことであろう。

16世紀中葉に始まった価格の騰貴以前に、永代地代 (perpetual rent) の額が固定したので、「世襲贍本保有」形式 (fee farm) における土地保有への転移は、けっきょく、保有農民にとっては大きな利益に結果し、領主にとっては損失に結果したにちがいない。」

iii) 農民保有地における定期借地保有

この借地形式の動向を明示するところの直接の史料がないので、いくつかの間接的な素材を組み合わせることでその動きを構成しなければならない。

ここでもっとも考慮すべき点は、保有と経営の分裂がどの程度であったか、ということである。この分離の度合は、基本的には土地市場の動きによって媒介されるであろう。

14世紀の初期において、地代は慣習によって決定されたのであって、土地市場の需要と供給の関係によってではなかった。14世紀の後期において地代は不安定になる。14世紀の後期に、大量の土地が土地市場に投入され、

競争価格によって貸出されたと考えられるのである。この場合の価格は、下方に向う競争価格として規定される。慣習地代が、地代の最高限の額であるとさえされる場合があった。(土地の価格は、地代の額、あるいは、地代水準によって表現されるとみなされる。)

一般的に、14世紀から15世紀にかけてのフォーンセット・マナにおいて、地代水準は、イングランドの他の地域におけるよりも高かったと考えられる。しかも、1376～78年および1400～1413年においては、1422～1500年におけるよりも著しく高かった。⁽¹²⁾

14世紀末と15世紀初の約20年間とが、明確な経済史的段階を劃していたということは、多数の素材からイングランドについて明らかにされている。この時期において、農民一揆が頻発し、一般にきわめて不安定な社会状態にあった。地代の高い水準と、15世紀初期の記録に現われている土地譲渡の多数の記録とが、この時期の異常なほど活潑な土地市場⁽¹³⁾の状態を示している。

この時期において、個人の保有農民が、それ以前、および、それ以後の例に比較して、極めて大量の土地を集積している事例がみとめられる。土地市場の活潑な動きは、必然的に保有面積の分化を惹き起こした。すなわち、農民層の階層分化は、土地市場を媒介として、土地保有権(贍本保有権)の譲渡によって形成されつつあった。保有面積の階層分化が、その内部に、如何なる状態の経営と保有の分離を含むものであったか、これを表面の保有状態から推定することは困難である。経営と保有の分裂と、その度合の発展とが持つ歴史的 성격については、地主制形成の観点から検討することが必要である。

III. フォーンセット・マナの構造

(1) マナ構造と定期借地保有形式

封建的危機の時期には、直営地経営が深刻な矛盾に遭遇し、直営地その

ものが、定期借地保有（リース・ホールド）によって、ほとんど全面的に農民保有地に転換せしめられた。

この特徴的な現象は、一般に、マナ構造の崩壊として理解される。直営地が、賃貸借契約に基づく「定期借地」に変移することによって、マナの「古典荘園型」構造⁽¹⁾に重大な変移が生じ、定期借地保有による直営地侵蝕が決定的な規模に達するにともなって、「古典荘園型」構造は解体する。

イングランド封建社会における、所謂「封建的危機」は1370～80年代に深刻な様相を呈した。この封建的危機に対処するマナ経営の対応方法は、どのような形態をとったのだろうか。そして、このような対応形態として現われた「定期借地保有」の広汎な展開はどのような歴史的条件によって媒介されているのであろうか。個別マナの経済構造を、具体的に、所領全体の構造の中に位置づけなければ、その正確な対応形態は認識できない。しかし、それにもかかわらず、所領構造の把握のためにも、個別マナ構造の分析は必然的に要請される作業である。

フーンセット・マナの直営地の解体と、ほとんど時を同じくして、フーンセット・マナの農民保有地もきわめて活潑に流動し始め、大量の土地が土地市場に投入された。農民保有地における土地市場の展開は、直営地の市場投入と密接に対応し、それと結びつくものであり、農民保有地における定期借地保有の流動と、領主直営地の定期借地化とが、土地市場のメカニズムの内部で結合するものであることが推論される。領主直営地と農民保有地との関係は、マナ構造を規定するものであって、マナ構造と、定期借地保有の形態との対応関係を解明するための素材を与えるであろう。マナ構造の分析は、定期借地保有の形成と進行のメカニズムを確認するための素材として位置づけられる。

(2) フーンセット・マナの構造

1270～1307年の時期のフーンセット・マナの保有地構成⁽²⁾は、ほぼ次の如くである。(とりわけ1272～73年のマナ会計記録⁽³⁾を参照。)

(イ) マナ構成

直 営 地	約 300 エーカー
農民保有地	約 2,400 エーカー
マナ総面積	約 2,700 エーカー

(ロ) 直営地の構成

散 在 耕 地	約 180 エーカー [フォーンセット村落内のフォーンセ ット・セント・メアリー (Fornsett St. Mary) 地区に 比較的集中して存在していた。]
ウェストウッド・ライディング (Westwood Riding) 地区	約 120 エ ーカー (集中耕地)

(ハ) 農民保有地の構成

自由保有地 terra libera	約 1,200 エーカー
旧自由保有地 terra soliota	約 1,200 エーカー
農奴保有地 terra nativa	約 1,000 エーカー

(ニ) 農奴保有地 terra nativa の構成

(a) 賦役が全く存在しないか、或いは、ほとんど無視し得る程度の保有地。約 875 エーカー。

この保有地の保有農民層はソックマン (sokeman) であったと考えられる。この農民層は、この外に、旧自由保有地 terra soliota, 約 175 エーカーを保有していたので、それを加算して、約 1,050 エーカーの面積を占める。

(b) 週賦役を負担する保有地。約 125 エーカー。この保有地の保有農民層は、農奴 (bondman) すなわち慣習保有農 (customer) であったと考えられる。この農民層は、さらに旧自由保有地 terra soliota, 約 25 エーカーを保有していた。従って、この農民層は、計、約 150 エーカーを保有していた。この農民層の保有地は、さらに次の二種類に分類される。

α) 週賦役 2 日～3 日を負担する、10 エーカーあるいは 5 エーカーの規

模の保有地。「5 エーカー保有」five-acre-tenure と称される。「5 エーカー保有・慣習保有農民」(customary tenant of five-acre holding) が、これを保有する。

β) 週賦役6日～2日を負担する。規模2.5 エーカーの保有地。「2.5 エーカー保有・慣習保有農民」(cuctomary tenant of two-and-a-half acre holding) による保有地である。

保有地の種類は、保有農民層の社会的区分とほぼ対応していると思われる。13世約末期において、社会的区分は、法的身分規定と等価であり、農民層の階層構成を規定していた。

IV. フォーンセット・マナにおける 定期借地保有の構造

(1) 定期借地保有による賃貸借関係

1376～77年および1377～78年の、マナ会計記録 (Account Rolls) に記載されている賃貸地収入の項目 (Firmae terrarum, および, Firmae terrarum domimicalium manerii) の内容を分析すると、きわめて特徴的な一つの事実を指摘することができる。それは、農民Aが農民Bに、自分の保有地を賃貸している事例であり、そこに一種の又貸、又借関係の存在を予測させる。このタイプの、農民A→農民Bの土地賃貸借の事例は、きわめて多数の件数を指摘することができる。この場合の、農民Aの保有地は、彼がかつて領主から賃貸された賃借地であって、慣習的保有地ではないことに注意すべきである。

個々の賃貸地のそれぞれの個別事例に即して契約内容を見ると、この種の賃貸地形式および借地形式の、多数の例を数えることができる。この種の賃貸・賃借形式は、領主→農民の賃貸借形式に並行して現われ、賃貸地面積についても類似した並行性を示すのであり、それを凌駕するほどの規模にも達している。

個々の土地移動事例の契約内容を分析してみた結果を、整理して集計すれば、次に表示する通りである。

(2) 1376~77年および1377~78年の定期借地保有 (Firmae terrarum) の分析 (Davenport, Development, Appendix, pp. xiiv~xiix, 参照)

[1] 1376~77年における農民相互間の賃貸借地

(i) 農民A→農民B, の又貸・又借関係

耕地 145.5 エーカー (個別事例における移動面積の総計)

- { 2 地片の放牧地 (pasturae)
- { 小地片の放牧地 (pasturae)
- { 1 エーカーの草地 (prati), 1 エーカーの草地 (prati), 1/2 エーカーの草地, 1 ルードの草地, 1/2 ルードの草地

草地 (prati) の総計, 2 1/2 エーカー 1 1/2 ルード,

4 個の屋敷地 (messuagio)

3 個の囲い地 (croft)

3 個の小囲い地 (pighthelli)

1 戸の家屋 (cotagi)

(ii) 農民A₁ → 農民B₁, の又貸・又借関係
 農民A₂ →

耕地 23 エーカー

2 個の屋敷地 (messuagio)

(iii) 農民A → 農民B₁ } の又貸・又借関係
 農民A → 農民B₂, B₃ etc. }

(..... de firma quartae partis terrarum et tenementorum quondam Clerke dimissae diversis hominibus hoc anno.⁽¹⁾) Clerke の保有地の1/4に相当する部分で、複数の農民Bに又貸しされた。

[2] 1377~78年の農民相互間の賃貸借地

(i) 農民A→農民B, の又貸・又借関係

耕地 145エーカー

3地片の牧地 (pasturae)

2½エーカー 1½ルードの草地 (prati)

5個の屋敷地 (messuagi)

3個の囲い地 (croft)

3個の小囲い地 (pighthelli)

1戸の家屋 (cotagi)

[1376~77年の場合に比較して, 耕地は½エーカー減少, 1個の屋敷 (messuagi) が増加]

(ii) 農民A₁ → 農民B₁, の又貸・又借関係
 農民A₂ →

耕地 23エーカー

2個の屋敷 (messuagio)

(1376~77年の場合と変りなし。)

(iii) 農民A → 農民B₁
 → 農民B₂, 農民B₃, etc.
 の又貸・又借関係

Clerke の保有地の¼に相当する部分で, 複数の農民Bに又貸しされた。

(1376~77年の場合と, 貸地面積には変化なし。)

[3] 1376~77年における, 領主→農民, の貸貸地関係

(i) 領主→単独の農民

耕地 41エーカー 2½ルード

1個の囲い地 (croft)

1個の小囲い地 (pighthello)

Strattone の森林の¼

Tacolneston の William のマナ (サブ・マナ)

(ii) 領主→複数の農民

Redelyng-felde にある耕地の全体

他に10エーカー 2 ½ルードの耕地

1エーカー 1ルードの草地 (prati)

〔4〕 1377～78年の、領主→農民、の賃貸地関係

(i) 領主→単独の農民

耕地 58エーカー 1 ½ルード

3個の小囲い地 (pighthello)

1個の囲い地 (croft)

Strattone の森林の¼

Tacolneston の William のマナ (サブ・マナ)

〔1377～78年になって新たに増加した分は、耕地16エーカー 3ルード、2個の小囲い地 (pighthello)〕

(ii) 領主→複数の農民

Redelyng-felde にあるすべての耕地

その他に耕地10エーカー 2 ½ルード、草地 (prati) 1エーカー 1ルード

(1376～77年の場合と変りなし)

(3) 重層的な定期賃借権の設定

上述の又貸・又借関係を検討してゆく際に、一つの疑問が生ずる。

「借地」〈firma〉という語は、もともと、領主→農民の間において発生した契約借地関係を表現するためにのみ使用されるべきものである。ことにそれが、マナ会計記録に記載されているかぎり、必然的に領主→農民の間において発生した契約借地保有でなければならない。

しかし、マナ会計記録の記載内容を見ると、農民相互間の契約関係に基づいて発生した地代（この場合は、必然的にそれは小作料、乃至、又貸・又借地代の性格を持つ）が事実上、かなり広く成立していたと言わざるを

得ない。

それでは、基礎的問題に立ち帰って、この種の地代をもって、それが何故、農民相互間の又貸・又借関係において発生した地代（従って、小作料）であるとみなすことができるのであろうか。たとい、記載事項において、農民相互間の又貸・又借関係という形式をとることが明瞭であるにせよ、その記載を直ちに、そのまま、歴史的事実であると断定することができるのであろうか。

この疑問に答えるための分析の結果、農民相互間における定期借地の発生を確証するに足りる論拠として、定期借地保有の保有期間の最後の年の翌年に生じた、再契約＝契約更新の現象を挙げることができるのであろう。すなわち、一件の定期借地保有の最後の年の翌年、つまり、借地期限満了の年の翌年、ふたたび農民Aが農民Bに賃貸している例を多数見出すことができるのである。従って、農民Aは、連続的な保有権を有するはずである。また、それによって農民Bの又借権の連続性が保証されていることも明らかである。

この場合、確かに、農民Aの借地形式は、〈firma (pl. -ae) terrarum〉である。農民Aは、この〈firma〉の語の法的概念規定からして、当然に領主から、領主→農民の関係の下で、この保有地をそれより過去にさかのぼった特定の時点において賃貸されていたはずである。それ故に農民Aの保有権は、かなり長期の保有期間を特徴とするものであったらしいと想像される。農民A→農民Bの又貸＝又借関係における保有契約更新の事実から推論して、このことはきわめて明瞭である。

中世イングランドにおいて、慣習保有地に就いて定期賃借権を設定するところの例を、われわれは頻繁に経験する。従って、定期借地保有の場合でも、その保有期間が極端に長期化し、終身・複数世代、或いは世襲となり、その定期性を喪失するような場合がある。このような場合では、その契約借地関係による保有地において、農民Aが、重層的に定期賃借権を設

定することの可能性もまた、きわめて大きいと考えるべきであろう。この重層的な定期賃借権（＝契約借地保有権の一つの形態）は、当然、短期の契約であるべきであった。事実として、それは短期保有であったのである。

そして、マナ会計記録に記載されているところの、保有期間の短期性および長期性は、農民A→農民Bの保有関係、つまり、又貸・又借関係について見るかぎり、農民Bの又借期間（小作期間）の短期性および長期性として表現されるのである。もちろん、これと並行して、領主→農民の間の直接的な貸借関係＝契約借地保有もまた、多数現われていることも記憶すべきである。この場合の保有期間の、長期性あるいは短期性は、領主と農民との間における保有関係の期間を意味する。

それでは、農民Aが、領主から長期保有期間で賃借していると仮定して、その保有期間が一体どれだけの長さを持っていたのであろうか。この点は史料の表面に現われたところの素材からは読みとることができない。そこで、今、推論してみるならば、このような保有期間は、(i) 終身借地、(ii) 複数世代借地、(iii) 世襲借地、これら三つのいずれかに属するものと考えられる。何故なら、マナ経営が未だ崩壊に瀕していない時期に、直営地経営合理化の一方策として、これらの長期の、あるいは世襲の保有期間を与えられた借地契約形式の類例が頻繁に現われるからである。この保有期間の長期性を、次の諸事例において明確に検証することができよう。すなわち、

〔1〕 R. H. Hilton が、13世紀にグロスターシャー (Gloucestershire) の西部の、グロスター (Gloucester) 修道院所領⁽²⁾において検出した、多数の「終身借地」。

〔2〕 R. A. L. Smith は、Kent のカンタベリー司教座聖堂 (Canterbury Cathedral Priory) 所領⁽³⁾について、1157～1222年の間の多数の契約借地保有が、一様に、世襲・永代の保有 (jure hereditaris; in per-

petuum) に転化しているという事実を指摘している。

〔3〕 R. H. Hilton は、レスターシャー (Leicestershire) のウーストン修道院領において、定期借地が、14世紀前半期のうちに世襲保有地化してゆく傾向を指摘している。

〔4〕 E. Miller は、エリィ (Ely) 修道院所領⁽⁵⁾において、「複数世代にわたる定期借地保有」(lease for two or three lives) の多数の例を見出している。

(4) 定期借地保有の初期的形態

ところで、一方では、次のような疑問も提出される。すなわち、農民Aが農民Bに対して、その慣習保有地あるいは長期賃借保有地をA→Bの方向で又貸しして、そこに発生する農民B→農民Aの、地代の授受(小作料の授受関係)が擬制的に領主(マナ裁判所)を経由していたのではないだろうか。そして、この擬制的な経路経路自体が、マナ会計記録の収入項目として記載されていて、しかも事実においては、農民B→農民A、の地代收取の関係あるいは機構だけが実在していたのではなかったのか。従って、領主→農民という地代賦課関係、換言すれば、農民→領主、の地代納付関係は、実際には存在していなかったのではないだろうか。そして〈firma(e) terrarum〉という表記法は、単なる技術的な、従って、法形式上の用語法にしか過ぎなかったのではないか、という問題である。

しかし、この、地代の擬制的な経路という推論は否定してよいと思われる。何故ならば、もしその想定が成り立つとするならば、それがマナの支出構成において、何らかの形での等価形態を持つべきであろう。すなわち、何らかの形の、それに対応すべき支出項目として記載されて然るべきである。しかし、このような記載は、まったく存在しない。〈firma(e) terrarum〉の形式が、収入構成において顕著な位置を占めているのに、対蹠的に、擬制的な地代経路を表示する手掛りとなる記載事項はみとめられない。それ故、前述のような「擬制的な経路と、その記載」を想定することは成り立

たないと言ってよい。従って、農民A→農民B、の又貸・又借関係は、事実においても存在していて、それと同時に、農民A（またはB）から地代を領主に納付すると思われる。この、農民→領主の地代收取機構も、決して擬制ではなく、実際に存在し機能していた、と考えるべきである。

他方、既に分析したように、上に論じた農民A→農民B、の保有関係のみならず、領主→農民、の保有関係もまた多数存在していた。この二形態の賃借地に共通した特徴として、1376～77年、1377～78年の定期借地保有 (*firmae terrarum*) において、いずれも、その保有期間の短期性が問題となる。一年ごとの逐年更新契約および、五年、七年等の、比較的短期の定期借地契約（それに基づく「標準定期借地保有」）が、特徴的に支配的である。この短期性が、封建的危機を集約的に表現していると考えられる。

このタイプの短期性が未だ現われない以前の定期借地保有は、既に推論したところに拠れば、終身・複数世代、或いは世襲であった。すなわち、その保有期間の長期性を特徴とする。この保有形式は、E. M. Halcrow⁽⁶⁾の所謂、定期借地保有の「初期的形態」⁽⁷⁾とは異質なものであるかのようである。その保有期間の特徴からして、両者は、互いに別個の種類のものであるように見える。しかし、直営地経営の方法という観点からして、この両者を比較すれば、そこに自ら、きわめて重要な共通性を見出すのである。すなわち、保有期間の長期・短期の差違にもかかわらず、両者とも依然として直営地経営が活況を呈している時期において、直営地経営の合理化、従ってまた、マナ経済の再編成を、その具体的な目的とする立場において共通の意味を荷っている。この時期には、未だ封建的危機の様相は現われず、直営地経営は相対的な意味にせよ繁栄期にあったと考えられる。それゆえ、この時期における定期借地保有（リース・ホールド）が、「短期・分割保有」をその一つの形態として含んでいることは明らかである。このタイプの「短期・分割保有」は、E. M. Halcrow がダラム司教座聖堂 (Durham Cathedral Priory) 所領⁽⁸⁾ について検出した短期保有、R. A. L.

Smith がカンタベリー司教座聖堂 (Canterbury Cathedral Priory) 所領⁹⁾ について検証した短期・分割保有等を, 典型的な例とする。それと同時に, R. H. Hilton がグロスターシャー (Gloucestershire) 西部の, グロスター (Gloucester) 修道院領¹⁰⁾ で見出したような「長期保有」, 或いはまた, このフーンセット・マナにおいて, その存在を想定されてよい13世紀末~14世紀前半期にかけての「長期保有」のタイプがある。この二者を例とするような「長期・分割型保有」も, 「初期的形態」の第二類型として, 並列的に措定されるべきであるように思われる。

従って, 一般的にみとめられることは, マナ領主経営の好況期において, 経営合理化のための「短期・分割型」保有と「長期・分割型」保有の二つが見出される。この二つのタイプは共に経営合理化を目的としていて, 領主直営地の中での経営効率の低い地域, 従って領主の直接管理の効率が低い場所が対象とされる。封建的危機の段階に入ると, このような経営合理化の原則が, 直営地の中核部分にまで滲透して来ることになり, 「短期・分割型」保有は, 領主の経営効率志向を極限まで表現するための保有形式となる。

定期借地保有の「初期的形態」に該当すべきものとして, ディヴンポート自身の記述の中から, フーンセット・マナについての指摘と思われる借地形式を読みとることができる。これに該当すべきものとして, ディヴンポートの次の叙述に注意する必要がある (Davenport, Development, p. 55)。

「250エーカーほどの農民保有耕地が, 既に述べた二つの原因(「相続者なくして死亡」, 「マナ外への逃亡」)によって領主の手に回収されていた。記録されている定期借地保有の事例のいくつかは, 1370年に保有を承認されている。

標準定期借地保有 (lease for terms of yeare) による直営地の, より早期の定期借地化 (earlier leasing) の確証は得られない。しかし, 定期借地保有化 (leasing) 一般については, その多数の早期の例がある。例えば Wit-

lingham のマナ（一時フォーンセット・マナの領主の管理に委ねられていた。その嗣子が未だ幼弱であったとき、フォーンセット・マナの領主である Earl Bigod の手に帰していたからである。）は、1278～80年以來、契約借地保有（定期借地保有）に轉換されていた。そして、早期の会計記録に、多くの同様の例が記載されている。市場税（market toll）の徴集も、牛乳税の徴集と同様に定期保有されていた。また、「終身保有」（for the term of life）として承認されていたところの土地に関しては、1300年に地代支払いの一つの記録がある。1358年の裁判所記録において、同様な承認金（grant）が記載されている。1322年に一人の保有農民が、6年の保有期間で、他の一人の農民から借りた耕地において『彼の保有期間を持っている』（having his term）ことに対して、一時金を支払った。しかし、既に述べたように、1370年以前には、純粹定期借地保有（lease for terms of years）による直営地の耕地部分の定期借地保有化の例は存在しない。』¹¹¹

上記のディヴンポート自身の記述にも明らかなように、マナ経営の好況期には、直営地の耕地部分の定期借地保有化は、少数例ながら、「終身」・「世襲」の形式をとって存在する。純粹の定期借地保有（lease for terms of years）の例は存在しない。フォーンセット・マナ経営の安定期には、「長期型」保有による借地形式だけをみとめることができるのである。

(5) 封建的危機の段階における定期借地保有

ディヴンポートの叙述を検討してみると、1376～77年、1377～78年の定期借地保有のうちの、農民相互間の又貸・又借関係の対象となった土地（すなわち、回収された慣習保有地）が、実は、それ以前に領主→農民の関係において、借地農民による定期借地保有に轉換されていた過程について、ディヴンポートはまったく考慮を払っていないことが分る。

保有期間の短期性、そして、その不安定性は、「危機対応形態」の定期借地保有の、もっとも特徴的な属性の一つである。それとは対照的に、保有期間の長期性（終身・世襲など）と、その保有条件の安定性が、契約

借地保有（定期借地保有）の「初期的形態」のもっとも重要な属性の一つであった、と考えられる。上述のような一連の定期借地保有の「初期的形態」の、保有期間の長期性は、きわめて明瞭である。従って、E. M. Halcrow が強調したような、「初期的形態」の短期性という傾向は、やはり、定期借地保有形式の単なる一つの形式に過ぎないと言ってよい。これと並行して、「初期的形態」の中に長期的傾向が存在し、またこの短期性そのものもカンタベリー司教座聖堂（Canterbury Cathedral Priory）所領における世襲保有化の例が示すように、単なる経過的な短期性であって、マナ経営安定期には、やがて長期保有に転換する可能性を濃く含んでいるものであった。フォーンセット・マナにおいても、同様にこの定式が妥当するものと思われる。

それでは、この定期借地保有の「初期的形態」は、フォーンセット・マナにおいて、何時、開始されたのであろうか。開始時点については、1358～1373年の間の史料の散逸によって、詳細は不明である。しかし、13世紀末から1358年に至るまでの時期の中に属することは疑いの余地がない。¹²⁾

このような、定期借地保有（リース・ホールド）の「初期的形態」から「危機対応型形態」¹³⁾への移行の過程を整合的に理解しようとするれば、この移行過程は、次のように想定される。

マナ経営合理化のために、とくに直営地経営の合理化のために、また回収された農民慣習保有地を効率的に再び経営するために、マナ領主がこれらの土地を長期の保有期間（終身・複数世代・世襲など）で農民Aに賃貸し、ここに農民Aの〈*firmae terrarum*〉が現われる。これは主として、13世紀末～1358年の期間に生じた現象である。この方式が、定期借地保有の「初期的形態」を構成する。この保有形式は、直営地経営の維持・強化とは基本的には矛盾しない形態である。

1370年代に入ると、今や深刻化した封建的危機の時点において、領主は、従来のような長期賃貸の保有形式を棄てて、その代りに短期保有による保

有形式を採るようになった。この保有形式は、主として、この時期までに回収された農民保有地（農民の死亡、逃散等による）について採用されたが、危機の段階における新たな賃貸対象としての領主直営地についても積極的に採用された。しかも、それ以前に、農民Aに既に賃貸されていた長期保有地は、その長期性を否定されることなく、そのまま存続していたと推論されるのである。

他方、領主による短期賃借の方式と並行して、農民A→農民B、の又貸・又借関係も同時に一般化した。この又貸・又借関係においても、その保有期間の短期性が特徴をなしている。より正確に言えば、農民相互間（農民A→農民B）の又貸・又借形式の頻出は、領主・農民間の、この時期における定期借地関係の一般的形成の母胎であり、農民間の又貸・又借関係の展開が、領主・農民間の借地関係の形成を誘発したとみなされる。前者は後者の歴史的前提をなしたのである。

回収された慣習保有地における定期賃貸地が、直営地の賃貸地化、ことに定期賃貸地化を誘発したことの類例は、M. M. Morgan が、Bec 修道院所領の Blakenham マナ⁴⁴において見出している。Blakenham マナは Bec 修道院所領のオグバーン管轄区域 (bailliwick of Ogbourne) のイースト・アングリア・マナ群に属していた。Blakenham マナにおける慣習保有地の賃借地化に関して、岡田与好氏は、慣習保有地の賃借地化をもってマナ解体過程の基本的コースとして重視している。(岡田与好「イギリス・マナー崩壊の基本的特質」(), 「社会科学研究」5-2, II, pp. 73-77, III, pp. 77-84 を参照せよ。) この誘発現象を、フォーンセット・マナにおいても想定すべきであろう。この型の、短期で不安定な定期借地保有が、「危機対応型形態」に他ならない。

「初期的形態」より「危機対応型形態」への移行は、1370～80年代に深刻化するマナ財政の危機に対応する方法であり、この移行こそが、封建的危機を集約的に表現するところの局面であった。「危機対応形態」の、保

有期間の「短期性」及びそれを核とする保有条件の「不安定性」の原因は、封建的危機の経済的特質の内に求めることができる。すなわち、黒死病流行による農民の死亡、マナ外への逃散、雇傭労働力の社会的素材の減少、賃銀の高騰、物価の激しい変動、それらに基づく借地契約内容（保有条件）の著しい不安定性。これらの一連の経済的要因に加えて、直営地経営への復活の可能性を残しておこうとする領主の恣意性。これらの諸条件を基柢とするところの領主の所領経営政策上の配慮。その配慮は、常により多くの地代収入を実現しようと志向し、定期借地保有化と領主直接経営とが、経済的環境に応じて領主の選択を許すところの二つの方法となって交る交る交代する。

領主の所領経営政策の表現の一つの在り方として、「危機対応型」の定期借地保有が、積極的に造り出された。封建的危機に対応して、領主層の所領経営は、本質的に転換せざるを得ない。農民経営もまた、封建的危機の経済過程による規定を蒙りながら新たな経営形態へと移行しつつあった。零細保有が大量に産み出され、短期保有を本質的条件としつつ農民経営地を構成する。危機の段階を経過し、15世紀に入ると零細保有は、世襲膳本保有に転換せしめられ、安定した農民保有権を産み出して来る。そこに15世紀～16世紀初期の農民経営の特徴がみとめられる。これが、16世紀に広汎に展開し始める農民層分解の分解母体となるべき農村社会層の経営形態である。

V. 定期借地保有の慣習的保有化傾向

(1) 農民経営の均質化傾向

1370～80年代の封建的危機を契機として、危機対応型の定期借地保有が大量に造り出された結果、保有農民経営の均質化が進むことが予想される。農民経営の実質的な均質化を想定する論拠として様々な可能性が考えられる。要約すれば、(a) 自作地および小作地から経営地が構成されると

ころの複合的な経営が農民経営の一般的な型となる。(b) 小作権の実質的な安定が高まる。〔例〕フォーンセットの Johannes Doosye⁽¹⁾ の経営地について見るかぎり、その又貸し地代（小作料）は6エーカーにつき 3 s., 従って、1エーカー当り 10 d. である。この地代率（小作料率）が又借り農民の剰余労働の基本的部分を収奪し得ないことは明らかである。

また、法的にも、小作権が安定した性格を持つに至り、実質的に世襲的保有権として強固な安定性・永続性を確保するようになって来た。(c) それらの要因による、経営規模と経営内容の実質上の均質化が進み、標準的農民経営の方向への収斂傾向を想定させる。

(2) 農村工業の成長と農民経営

上述の論点に加えて、さらに次の点を論拠として追加することができよう。すなわち、農村副業としての織布業その他の手工業が農民経営を補充したであろうことは容易に推定できる。個別農民経営の経営規模の不均等を、この種の副業経営が緩和し、階層分化の落差を減らす可能性を含んでいたことを想定できよう。

この地域は、ノーフォク東部の森林地帯であり、農民経営の一般的特徴として、副業的に梳毛あるいは織布等の工程が広く営なまれていたことは、既に指摘されてきている。〔ノーフォク州の経済構造の特質については、米川伸一「一四世紀イングランド一揆の社会・経済的背景」『社会経済史大系（中世前期）』弘文堂刊、pp. 31-51. に詳細な叙述がある。〕

とくに、フォーンセットの近隣地域に属する都市ノリッジ (Norwich) は、梳毛工業 (worsted の梳毛工程) の中心地として、14~18世紀にかけて繁栄を極めていた。ノリッジの南西、約12マイルの地に位置するフォーンセットが、その周辺地域としての影響を絶えず蒙っていたことは想像するに困難でない。しかも、この地域の梳毛、あるいは織布工業は、ノリッジ (Norwich) の場合のような都市工業を除けば、それが農村地域において13世紀以来、小規模保有農の「副業」として成長してきた点に、その固有の

特色があった。

フォーンセット・マナの史料のいくつかは、このことを明示する。例えば1524～31年の間に該当するマナ裁判所記録に記載されている、フォーンセット・マナ内の保有農民 Thomas Hyllyn of Aslacton の遺言書は、次の一節を含んでいる。

Item, I wyll my bastert lowmys with all the ynstramentys therto lowngyn be solde to the beste pryesse ……

これは彼がイミテーション織物の織機を持っていたことを示す。

また、上記の人物と同一であると思われる Thomas Hillyng の遺産目録⁽³⁾ は、次の一項目を含んでいる。

Item, a payr of lowmys with the instrumentes sold for vi s.

また、1370～80年代以降の、マナの直営地および附属施設の、全面的な賃貸化にもかかわらず領主の羊群（200頭余）とその維持に必要な一切の設備とは、領主自身の手で維持されていた。この羊群と附属設備は、梳毛の原料を供給するものであった。ここにおいて、農民経営の補完物として農民副業を位置づけることができる。農民副業の基軸をなすものは、ノーフォク東部においては梳毛・織布工程である。⁽⁴⁾ ノーフォク森林地帯の農家経営にみられる零細土地保有は、農村工業と結合することによって始めて存在し得たのである。

(3) 定期借地保有の零細性

このような過程を経て、ノーフォク東部の農民経営における実質上の均質化が産み出されてくると考えられる。このような均質化傾向は、15世紀中葉から16世紀にかけてのイングランドの他の地域についても見出すことができる。例えば、16世紀のレスターシャーにおいて、R. H. Hilton は、慣習的土地保有農民が支配的な位置を占めたこと（慣習的保有農は約50%、これに対して、定期借地農は約25%）を指摘した。⁽⁵⁾ また、Tupling は、ロッセンデール地方⁽⁶⁾ について、15世紀の経過中における土地保有条件の

齊一化＝実質的な均質性が実現していることを明らかにした。

以上の諸例の示すように、「危機対応型」定期借地保有の歴史的帰結である保有形態は、農民の土地保有の均質化によって産み出されて来たものであり、齊一的な零細保有が支配的となる。

この「危機対応型」形態は、ノーフォク、フォーンセット・マナにおいて、「分割・小規模型」定期借地保有として現われて来た。他方において、等しく「危機対応型」形態に含められる定期借地保有の、もう一つの形態として、「一括型」定期借地保有（＝一括リース，en bloc）が存在したことを記憶すべきである。しかも、イングランドの他の地域でも、マナ解体期に、きわめて多数の「一括型」定期借地保有が行なわれた。ここでは、危機対応型の類型として、上記二つの形態を措定するに止める。一般に、「一括型」定期借地保有は、直営地経営の規模と管理方法をそのまま富農が継承するケースが多く、直営地経営を領主に放棄せしめたのと同じ事情で長続きしなかった例が多い。フォーンセットの「一括型」保有も急速に細分されるのである。

I. 註

- (1) Hyams, Paul R, *The Origins of a Peasant Land Market in England*. *The Economic History Review*, 2nd ser., vol. xxlll, No. 1, April 1970. pp. 18-31.
- (2) 例えば, *Carte Nativorum*, ed. C. N. L. Brooke and M. M. Postan (Northamptonshire Record Society, xx, 1960), pp. xxxviii-lxiv. Hyams, *Origins*, pp. 18, 19, 29, 30. *Cambridge Economic History*, I, ed. M. M. Postan (2nd. rev. ed, Cambridge, 1965). pp. 627-8 ff. Hyams, *Origins*, p. 20.
- (3) Davenport, Francis Gardiner, *The Economic Development of a Norfolk Manor 1086-1565*. (1st ed. 1906), Appendix VIII, pp. xxx-xli, Appendix IX, pp. xlii-lxxi, Appendix X, pp. lxxii-lxxiv.

II. 註

- (1) Davenport, F. G. *The Economic Development of a Norfolk Manor 1086-1565*, 1906, p. 49-52.
- (2) Davenport, *Development*, p. 51.

- (3) Tawney, R. H., *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, pp. 205, 209; p. 209, n. 1.
- (4) Lipson, E., *The Economic History of England*, 10th ed., 1949, vol. i, pp. 88-132.
- (5) Davenport, *Development*, Appendix VII, pp. xix~xxix.
- (6) Davenport, *Development*, Appendix X, pp. lxii~lxxiv.
- (7) 保有期間の長期化について, Davenport, Appendix VII, pp. xlx~xxix, Appendix XI, pp. lxxv~lxxvi.
- (8) Davenport, *Development*, pp. 57, 58, 76; p. 76, n. 4; pp. 77, 78.
- (9) Davenport, *Development*, p. 77 の表を参照せよ。
- (10) Davenport, *Development*, p. 58, n. 1 参照。
- (11) Davenport, *Development*, pp. 77-78.
- (12) Davenport, *Development*, p. 79, n. 1.
- (13) Davenport, *Development*, p. 79, n. 2.

III. 註

- (1) Davenport, *Development*, pp. 5-13. pp. 20-48.
- (2) Davenport, *Development*, pp. 5-15, 15-19.
- (3) Davenport, *Development*, Appendix VIII, pp. xxx-xli.

IV. 註

- (1) Davenport, *Development*, Appendix IX, p. xlvi, No. 66 の事例を参照せよ。
- (2) Hilton, R. H., *Gloucester Abbey Leases of the late Thirteenth Century*, *The University of Birmingham Historical Journal*, vol. IV. No. 1, 1953. pp. 1-15.
- (3) Smith, R. A. L., *Canterbury Cathedral Priory, A Study in Monastic Administration*, Cambridge, 1943. p. 114ff.
- (4) Hilton, R. H., *The Economic Development of some Leicestershire Estates in the Fourteenth and Fifteenth Centuries*, Oxford, 1946. pp. 126ff.
- (5) Miller, E., *The Abbey and the Bishopric of Ely*, Cambridge at the University Press, 1951. pp. 109-111, 殊に p. 110.
- (6) Halcrow, E. M., *The Decline of Demesne Farming of the Estates of Durham Cathedral Priory*, *Econ. H. R.*, 2nd ser., vol. VII, No. 3, 1955. p. 349ff.
- (7) 松垣裕「封建制の危機と所領経済」『西洋史学』xli, 1959年4月. pp. 25, 41 参照。
- (8) Halcrow, E. M., *Decline*, p. 349.
- (9) Smith, R. A. L., *Canterbury*, pp. 115-6, pp. 116-123, p. 625ff.

- (10) Hilton, R. H., Gloucester Abbey, pp. 1-14.
- (11) Davenport, Development, pp. 51-55.
- (12) Davenport, Development, pp. 49-52.
- (13) 松垣裕「13・4世紀イギリスにおける農民層分解の起動」「史学雑誌」66-8, pp. 42-46, 四, 「定期賃借地への転換」, 岡田与好「基本的特質」(→) pp. 73-84 参照。
- (14) Morgan, M. M., The English Lands of the Abbey of Bec, Oxford, 1946. pp. 100-104.

V. 註

- (1) 1559年6月12日の裁判所記録の中に含まれている農奴の遺言状 (Johannes Dowsy, または, Johannes Dowsy)。Davenport, Development, Appendix XIII, pp. lxxxii—lxxxiii.
- (2) Davenport, Development, Appendix XIII, p. lxxxiii.
- (3) Davenport, Development, Appendix XIII, pp. lxxxiv—lxxxv.
- (4) 米川伸一「一四世紀イングランドの社会・経済的背景」『社会経済史大系』 p. 33, p. 41 註 (4).
- (5) Hilton, R. H. Leicestershire, pp. 94-105.
- (6) Tupling, G. H., The Economic History of Rossendale, 1927, pp. 70-73.